

第9章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

史跡の本質的価値を保存するとともに、継続的調査を行い、新たに明らかになった価値を顕在化させ、公開活用するための整備を段階的、計画的に進めることを目指し、史跡丸亀城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」とする。）を策定する。

保存のための整備の方向性としては、

- ・計画的な調査研究を行なう。
- ・良好な状態で保存するため現状を把握するとともに日常的な維持管理に努める。
- ・修理が必要な箇所は計画的に対応する。
- ・自然災害で被害を受けた遺構は早期に復旧する。
- ・遺構に悪影響のある樹木は伐採や剪定等を進める。
- ・遺構保存のために必要な排水施設等の整備を積極的に実施する。

活用のための整備の方向性としては、

- ・来場者に史跡の本質的価値や魅力を正しく理解ができ、学びの場として活用できるような整備を図る。
- ・城郭本来の構造と来訪者の回遊性に配慮した動線計画とサイン類の整備を進める。
- ・史跡地として馴染まない目的外の構築物は移設を進める。
- ・史跡地の景観や史跡からの眺望に配慮した整備に努める。
- ・周辺住民の憩いの場として親しまれる環境整備に努める。
- ・便益施設の更新・新設に際しては、遺構保存を前提に史跡地としての景観に配慮したものとす。
- ・来場者の安全確保に努め、快適な利用環境の向上に努める。

第2節 方法

第1項 保存のための整備

日常的な点検や石垣の詳細調査等の現状調査を継続して行うことにより、修理を必要とする箇所、将来的に必要となる箇所をあらかじめ把握し、文化庁及び香川県教育委員会や丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会、学識経験者の指導・助言を受けながら計画的に修理を行う。

石垣修理は、現存する石垣を残すことを前提としたうえで、利用者の安全管理や史跡の本質的価値を損なうことを避けるための措置として必要な場合に実施する。修理を行う場合は、現状の調査や発掘調査等を行い、これに基づいて適切な修理範囲を設定したうえで実施する。図41の石垣修理①～⑧は修理を実施するところで、対策を検討する。

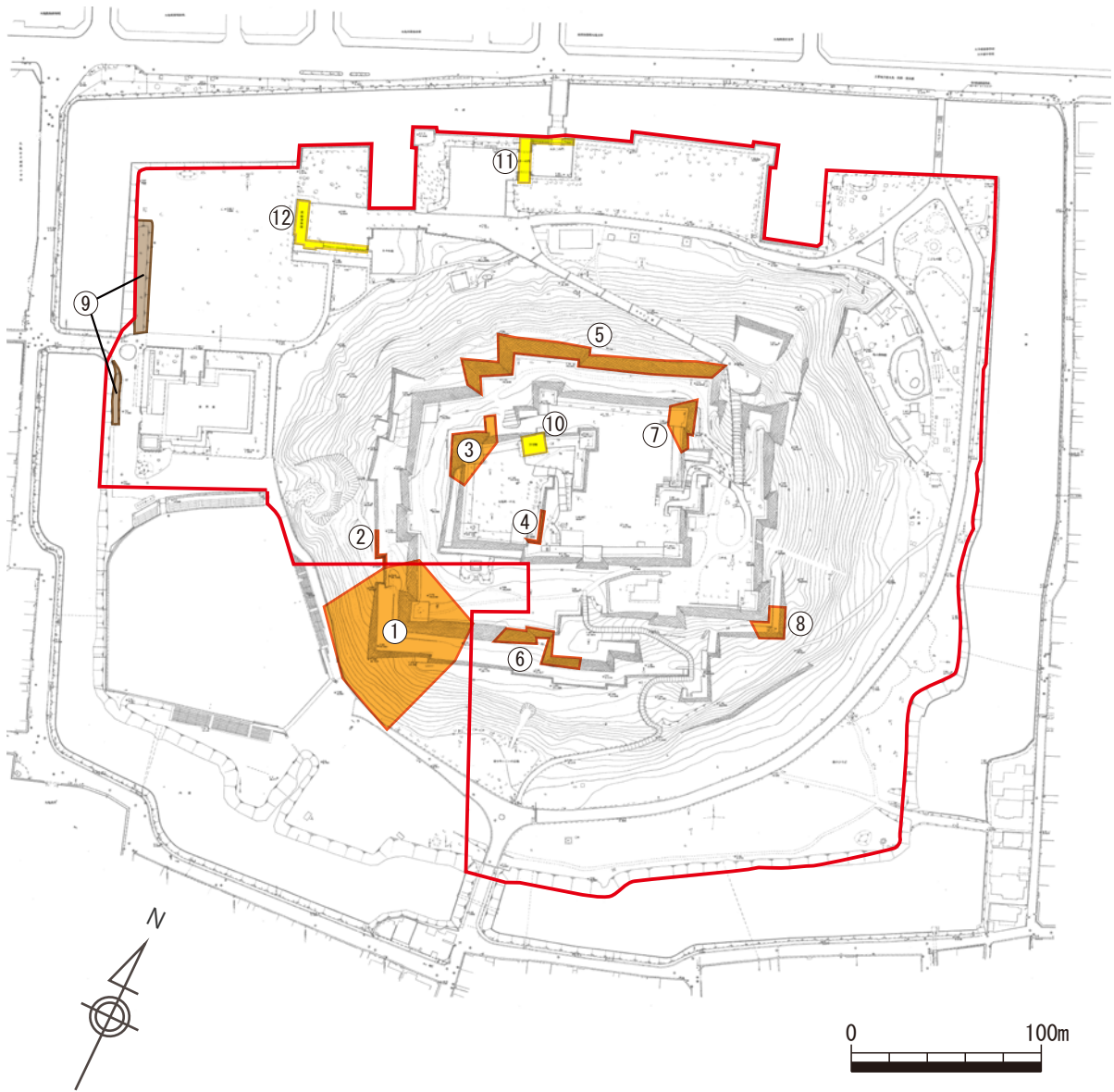
その実施に際しては、計画的かつ可能な限り学際的な調査を実施し、修理によって失われるオリジナルの範囲の価値を記録として残すとともに、その過程で判明したその成果等については、発掘調査現場説明会、工事現場見学会等を活用して、適切な時期や方法で公開することとする。史跡の価値や修理事業に対する市民の理解を深め、円滑な事業の推進に努める。

表 16 本質的価値を構成する諸要素に関する整備方法

地区	項目	本質的価値を構成する諸要素	保存のための整備内容
全体	-	-	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 石垣を中心とした遺構の保存・整備を優先的に実施する。 ・ 雨水排水に関する調査を早急を実施するとともに、山上部から内堀に至る適切な排水体系の整備を行う。 ・ 定期的に除草や樹木の剪定を行い、遺構を見やすくすることで、適切な保存・管理を図る。
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 本格的な活用のための整備を計画的に行う。
A	山上 曲輪群 地区	石垣（高石垣・補強石垣） 天守 曲輪 櫓台及び櫓礎石 門礎石 石樋・排水路 井戸など	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存のために必要な発掘確認調査を実施する。 ・ 崩落した坤櫓跡周辺石垣については体制の整備や財源の確保に努め、早急に復旧する（図 41-①）。 ・ 他の石垣についても、モニタリングなどの現状調査を実施したうえで適切な対策（発掘調査を行い、保護ネットの設置、補強石垣のような用途の施設、間詰石の補修等）を講じる。状況によっては安全に完了できるまで立入禁止措置にて来訪者の安全を図り、解体修理も検討する（図 41-②～⑧）。 ・ 天守について、耐震診断の解析結果を踏まえ、専門家の指導を仰ぎながら必要な修理を行う。消火栓等の防災施設の定期的な点検を行い、老朽化した箇所を確認した場合は適切な対策を講じる（図 41-⑩）。
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期で掲げた石垣修理を計画的に行っていく。また、建物礎石や井戸などの石垣以外の遺構についての保存・整備も必要に応じて行う。
B	亀山 斜面地区 (城山斜面部)	かぶと岩 東南山麓、東側麓、 西北山腹の石垣 見返り坂 搦手登城路、 御殿境界土塀跡、 社跡	長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 北面の生駒期登石垣や見返り坂、南面の搦手登城路、西面の御殿境界土塀跡、社跡などについて遺構確認を行ったうえで、必要な保存措置を図る。

表 16 (続き) 本質的価値とそれを構成する要素に関する整備方法

地区	項目	本質的価値を構成する諸要素	保存のための整備内容
C	大手地区	大手櫛形 大手一の門・二の門 東西土塀 石垣 石樋 土塁	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・文化財建造物について、日常点検を行い、状況を見極めながら、必要な修理に努める。 ・消火栓等の建造物防災施設の定期的な点検を行い、老朽化等があれば整備を行う。 ・耐震対策についても現状調査を行いながら、必要な検討を行う (図 41-⑪)。
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・文化財建造物について、必要に応じて耐震対策を行う。
C	御殿地区	玄関先御門 番所 長屋 土塀 御殿礎石 庭園跡 馬場跡 井戸 土塁	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・文化財建造物について日常点検を行い、現況を見極めながら必要な修理に努める。 ・消火栓等の防災施設の定期的な点検を行い、老朽化した箇所を確認した場合は適切な対策を講じる。 ・耐震対策についても現状調査を行いながら必要な検討を行う (図 41-⑫)。 ・資料調査を継続する。
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査を行い、御殿や庭園に関する遺構の存否や内容を確認し、史跡整備のあり方の検討と合わせて遺構の保存策を講じていく。
	搦手・東側地区	井戸 土塁 搦手門跡	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・保存状況について日常の点検を行い、現状を維持する。 ・史跡地全体の排水体系を整備するなかで、西端部のうぐいす谷の北側埋設部分の整備の必要性などについて検討を行い、必要に応じて事業化を図る。
D	内堀地区	水堀 水堀 あやめ池 堀の水 北側堀端の石垣 堀斜面の土手 護岸の低石垣 堀肩部の土塁 (城壁) 搦手の渡り土手	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化について悪化原因を調査したうえで調査を継続し、対応策の検討を進める。 ・北西部の内堀の土塁について、確認調査を実施し保存・整備を行う。(図 41-⑨)
			中・長期
			<ul style="list-style-type: none"> ・護岸施設やうぐいす谷部分等を適切に整備し、保存に努める。
E	武家屋敷跡・外堀地区	地割 土塁 外堀	短期及び持続的に実施するもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・外濠緑道公園の土塁などの史跡指定に向け、遺構の確認調査を行う。



雨水排水対策・保全のための調査・発掘調査含む 短期

石垣修理・保全

石垣の修理・保全工事を順次行う。 短期～長期

坤櫓跡石垣① 帯曲輪西石垣② 本丸西石垣③

本丸東石垣④ 三の丸北石垣⑤ 三の丸南石垣⑥ 二の丸番頭櫓跡石垣⑦

帯曲輪南東角部石垣⑧

土塁の整備 土塁の整備を短期で行うもの 西側土塁⑨

文化財建造物 耐震対策を短期で行うもの 丸亀城天守⑩ 大手一の門⑪
番所・長屋⑫

図 41 保存のための整備

第2項 活用のための整備

活用のための整備は、来訪者に史跡の価値や魅力を正しく伝え、学習の場として活用することを念頭におき実施する。同時に、市民の憩いの場であり、観光施設でもあるため、来訪者が快適に利用できるような環境整備を行う。

1 遺構の復元整備等（図 41）

丸亀城の歴史を体験できるよう遺構の復元や復元建造物等についても検討する。本計画においては必要な各種の調査を実施し、多角的に必要な検討を実施する。また、丸亀市史跡丸亀城跡調査整備委員会、香川県教育委員会、文化庁の指導や助言を踏まえ、必要な準備が整った段階で復元整備を実施するものとする。

2 案内・解説板、展示施設の整備（図 42）

来訪者に史跡の価値や魅力を正しく伝え、学習の場にも活用するため、来訪者にわかりやすく、全体で調和がとれたものとする。既存施設の更新時に進めていくが、既設の物で老朽化しているものや、調査の進捗による内容の変更等の対応が必要なものについて、設置箇所、フォーマット、多言語表記について十分検討し、随時実施する。

展示施設については、城内の資料館や天守の空間をこれまでどおり活用し、展示内容の更新や充実を図り、情報発信に努める。

3 便益施設の整備（図 43）

展望所、観光案内所、延寿閣別館、園路、休息施設、便所、公園施設、駐車場等の施設の整備や移設は、関係部署と連携し、「整備基本計画」において方針を定めたくえで実施する。ただし、既設の施設で老朽化し、至急の対応が必要なものは随時、更新を行うものとする。施設の更新に際しては、遺構の保存、景観の保全、動線計画等を十分に検討し、実施する。また、バリアフリーに配慮し、周辺環境と調和がとれた施設になるよう検討を行う。設置に当たっては、事前に発掘調査を実施し、遺構の保存の対策を講じる。

また、句碑やベンチなど寄贈設備等についての経緯を調査したり課題を整理することで、現状での維持を図るか、史跡地外への移転を行うかの方針を定める。

4 環境管理

石垣などの遺構の見学や理解を深める上で悪影響を与える樹木、来訪者に危険な樹木は優先して剪定、伐採を行う。景観上又は利用上不適切な樹木、密植などで生育不良となっている樹木は伐採し、樹木、樹林の整備・管理については「整備基本計画」で地区別に具体的な方針を定める。

新たな植樹は原則として行わないが、山上曲輪群地区（A地区）のうちの二の丸や下曲輪地区の搦手・東側地区（C-3地区）などにおいては、市民の憩いの空間として必要な桜などは、枯死に伴う植替えや補植の際に遺構への影響がない範囲や方法を十分に検討したうえで実施する。

5 エリア整備

城内各エリアの見学ルートについては、来訪者が安全に見学できる整備を行う。また、

災害時に避難できるよう安全な場所を確保し周知を行う。危険箇所については、立入禁止などの通行制限を行い、復旧や整備に努める。

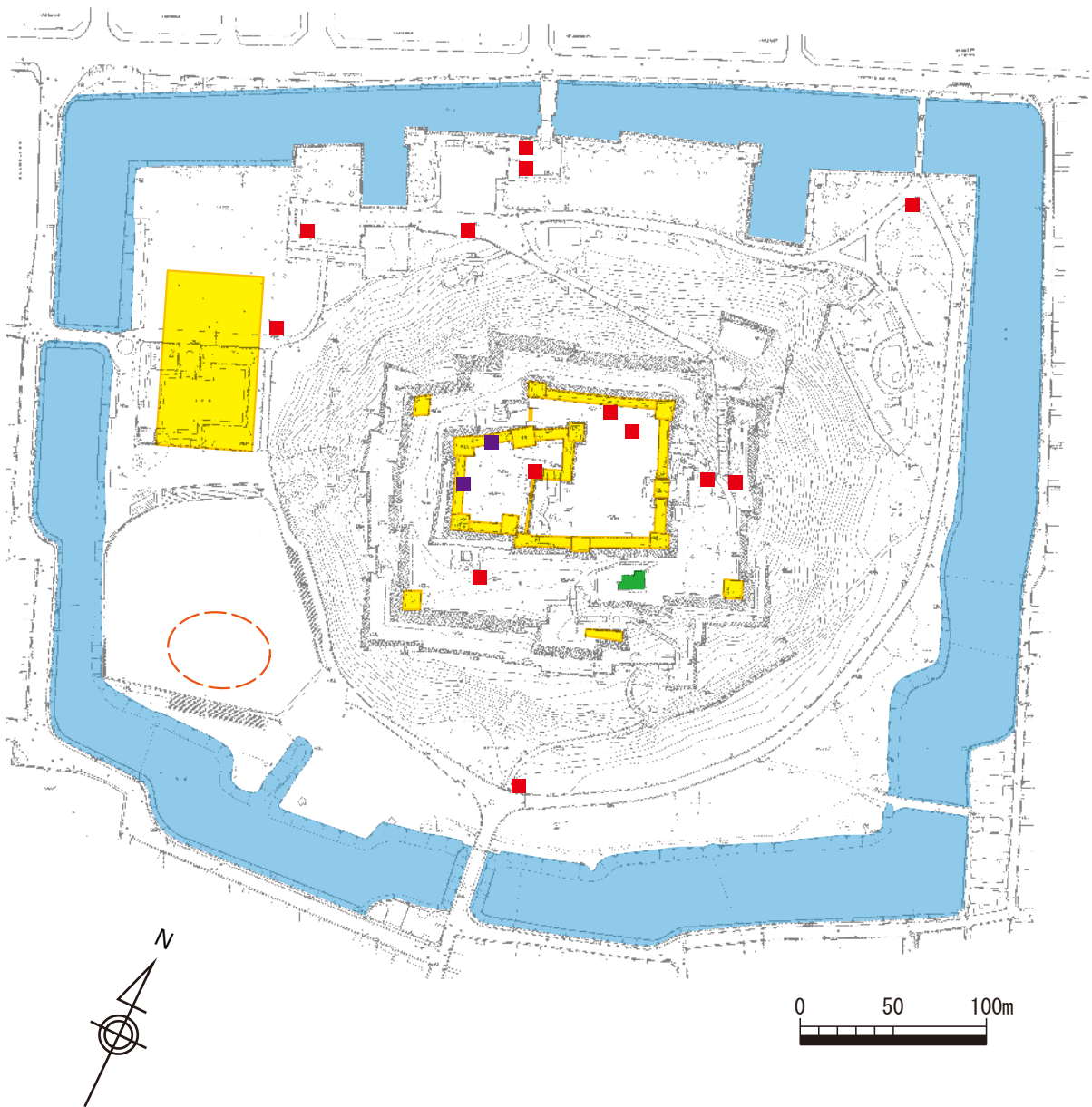
武家屋敷跡・外堀地区においては、関係部局と連携し、説明板の設置等を実施し、観光客や来訪者の丸亀城下町の理解の促進や利便性の向上に努める。

表 17 活用のための整備

地区	項目	活用のための整備内容
全体	案内・解説・展示施設の整備	短期及び持続的に実施するもの ・案内板や解説板の整備は既存施設の新規整備や更新を行う（図 42）。
		短期及び持続的に実施するもの ・既設の物で老朽化し、至急の対応が必要なものは随時行う（図 43-①～⑥）。
	便益施設の整備	・句碑の移設を行う（図 43-⑨～⑫）。
		・園路の整備を行う（図 43-⑬）。
		短期及び持続的に実施するもの ・石垣などの遺構の見学等に悪影響を与えるもの、来訪者に危険な樹木は優先して剪定、伐採を行う。
	環境管理	・景観上又は利用上不適切な樹木、密植などで育成不足となっている樹木は伐採し、樹木の整備・管理については「整備基本計画」で地区別に具体的な方針を定める。
短期及び持続的に実施するもの ・丸亀城天守内については、今後の修理状況にあわせて、展示内容の充実を図る。		
A 山上 曲輪群 地区	案内・解説・展示施設の整備 遺構の復元整備・遺構表示等 櫓などの歴史的建造物の復元 延寿閣別館の整備	・延寿閣別館は丸亀城跡の魅力を伝えるため「城泊」などの施設活用や必要な整備を検討する。
		・櫓や門などの建物についてこれまでの発掘調査成果を整理したり、歴史資料の調査など、資料収集を行う。
		中・長期 ・発掘調査を実施し、櫓や門などの復元建造物について復元を検討する。
	C 大手地区	便益施設の整備 ・観光案内所

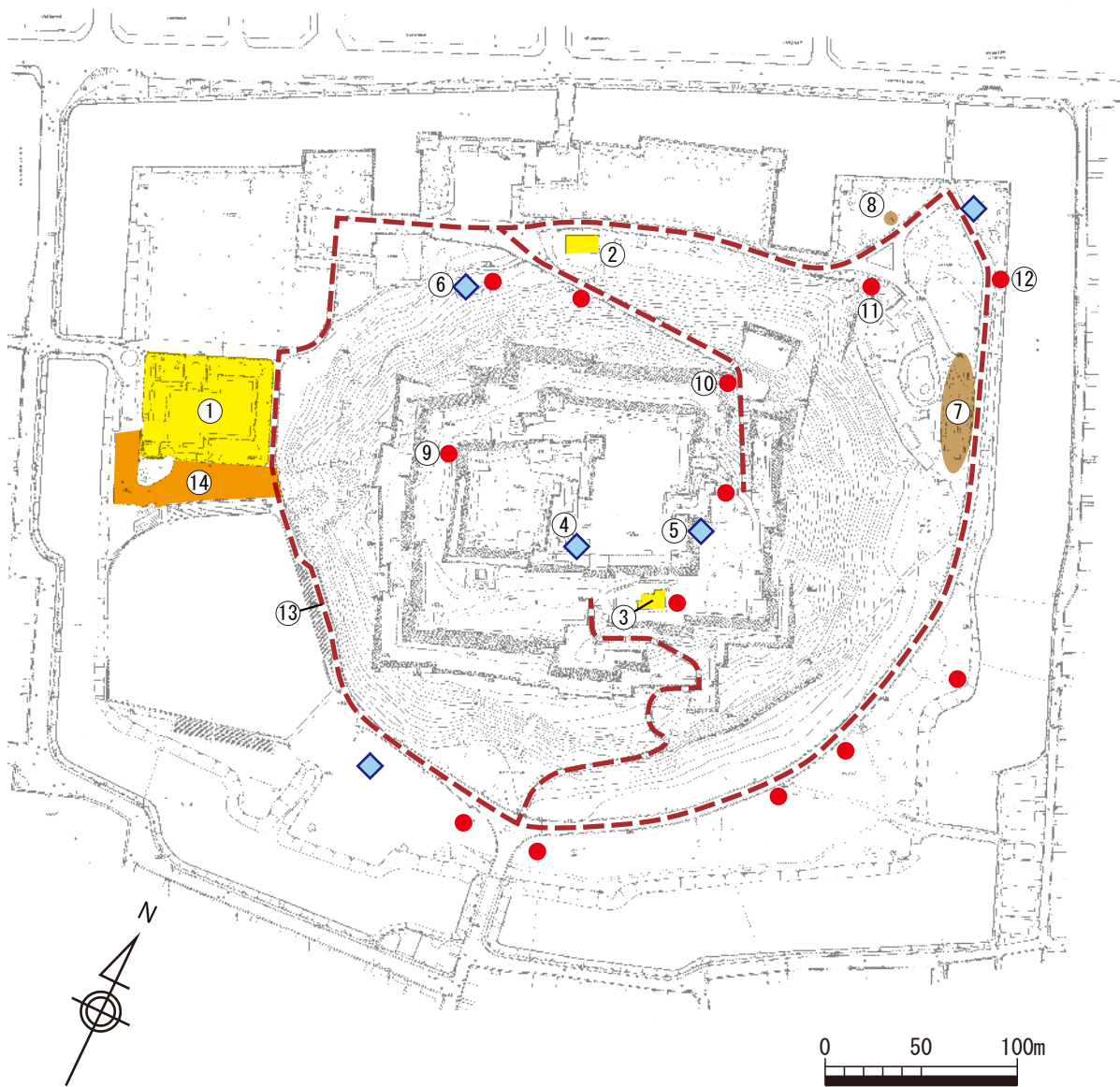
表 17 (続き) 活用のための整備

地区	項目	活用のための整備内容	
C	御殿地区	遺構の復元整備・遺構表示等・御殿などの歴史的建造物の復元・庭園等の復元整備	短期及び持続的に実施するもの
			・ガイダンス施設として活用している資料館は、当面は継続的な活用を行い、展示内容の充実を図り、情報発信に努める。
			・御殿・庭園の復元に向けて資料や情報の収集を行う。
			中・長期
	・資料館や駐車場は城外への移転整備を検討する。		
			・御殿跡や庭園跡の発掘調査を実施し、その成果や歴史資料に基づいて建物復元も含めた史跡整備を実施する。
	搦手・東側地区	便益施設等	・遊具などのその他の構成諸要素については城外への移設や撤去を適切に行う(図 43-⑦⑧)。
D	内堀地区	環境管理	中・長期
			・堀の水質浄化は景観や周辺環境への影響を考え、適切な方法を模索しながら、実施していく。
E	武家屋敷跡・外堀地区	エリア整備	・まちづくり部局と連携して、説明板の設置を行う。
			・既存のアプリ「よみがえる丸亀城」等との関連付けを図るなどの充実に取り組む。
			・観光ポイントを回遊する動線を設定し、案内板や順路誘導などの標識を整備し、利便性を高める。
			・駅からお城周辺エリアの面的整備、丸亀城周辺の便民施設の整備の充実と、インバウンドを想定し、案内板・解説板等の多言語化、Wi-Fi 環境の整備を図る。



- | | | | |
|---|---------------|---------|--------------------|
| | 建造物復元 | 山上曲輪群地区 | 本丸・二の丸・三の丸などの隅櫓・渡櫓 |
| | 遺構表示・復元 | 下曲輪御殿地区 | 御殿 |
| | 内堀の水質浄化 | 下曲輪御殿地区 | 庭園 |
| | 案内・解説・展示施設の整備 | | 既存施設の更新 |
| | 案内・解説・展示施設の整備 | | 新規整備 |
| | 施設活用の方法を検討 | | |

図 42 活用のための史跡整備



- 丸亀市立資料館①・観光案内所②・延寿閣別館③
- トイレ ④・⑤・⑥
- 遊具等 ⑦・⑧
- 石碑 ⑨・⑩・⑪・⑫
- 園路 ⑬
- 駐車場 ⑭

図 43 活用に関わる便益施設

第3項 実施期間と方法

整備の実施期間と方法は新しい整備基本計画に記載するが、短期的、中・長期的な進め方については、「第11章 施策の実施計画の策定・実施」の章に記載する。